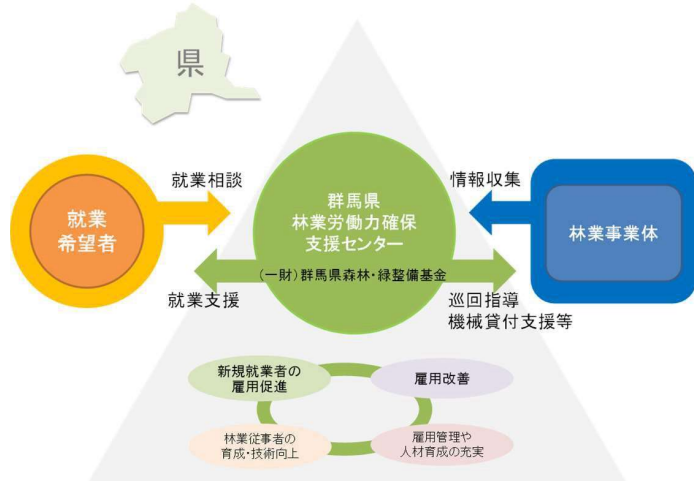


## 第6 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

### 1. 群馬県林業労働力確保支援センターについて

県では、平成10年3月26日、林業労働力の確保のための各種支援措置を適切かつ確実に行うことのできる機関として、森林・緑整備基金を支援センターに指定している。

支援センター業務の運営にあたっては、国、県、市町村、林業関係団体等との連携・協力のもとに地域の林業労働力の確保が円滑に図られるよう、法に基づき以下の業務を行う。



新規就業者の雇用の促進に関すること	林業従事者の育成・技術向上に関すること	林業事業者の雇用管理の改善に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>就業相談</li> <li>就業ガイダンス等講師</li> <li>林業事業者等の情報収集</li> <li>林業及び林業事業者等の情報発信</li> <li>無料職業紹介所の開設による就業のあっせん</li> <li>その他就業支援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備担い手対策事業による育成支援</li> <li>その他林業従事者の育成・技術向上に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用改善に関する研修会の開催</li> <li>巡回相談の実施及び雇用管理改善に関する情報提供及び指導</li> <li>改善措置計画に基づく指導</li> <li>就業直後の支援</li> <li>高性能林業機械借用補助</li> <li>林業労働安全衛生の確保</li> <li>その他雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するために必要な業務</li> </ul>
林業事業者の雇用管理や人材育成の充実に関する事業	群馬県林業労働力確保支援センターの運営に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>林業労働力確保支援センター全国協議会への参加</li> <li>その他雇用管理や人材育成の充実に必要な業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可申請事務（法20条）</li> <li>支援センター業務の予算・決算等の経理（法第21条）</li> </ul>	

#### 資料 31 群馬県林業労働力確保支援センターの主な実績

支援センター 活動実績		単位	R2	R3	R4	R5	R6
新規就労支援事業	支度金支援	人	8	11	7	19	12
	住宅手当支援	人	20	16	18	21	20
	移転料支援	人	0	0	0	0	0
労働安全衛生の確保事業	高機能安全装具導入促進事業	人	234	208	175	185	158
	蜂刺防止用具	人	-	-	-	-	-
森林整備担い手対策事業	資格取得促進事業	人	25	20	45	55	45
	林業技術向上研修助成	人	9	8	16	12	-
森林整備機械化推進事業	緑の雇用現場技能者育成対策事業助成	人	26	30	27	21	23
		件	18(29)	19(35)	23(44)	22(37)	20(30)
雇用管理研修会		人	-	-	-	40	36
就業相談		人	10	22	22	17	9
事業者相談	巡回指導	事業者数	31	24	43	36	23
	個別相談	事業者数	-	-	-	3	1
	専門家の派遣	事業者数	-	-	-	-	-
	雇用管理改善モデル支援	事業者数	1	0	-	-	-
情報・資料提供		部	52	30	30	50	46

出典：群馬県林業労働力確保支援センター調べ

## 2. 関係機関との連携強化

県の主要施策との関連性を考慮し、県の関係各課との連携を強化して情報の収集や提供を積極的に行い、林業従事者の確保や育成、定着に関する活動を多方面に拡大して取り組む。

- 1) 交流・移住・定住促進
  - ・群馬県内への移住のためのポータルサイトとの連携
  - ・移住定住関係フェアやイベントへの就業相談ブース出展
  - ・首都圏のIターン、Jターン、Uターン就業相談窓口等との連携
- 2) 女性の活躍推進
  - ・職場での活躍応援
- 3) 若者の雇用対策
  - ・就業面接会や相談会の共同開催
- 4) 多様な主体の雇用対策
  - ・林福連携の支援
  - ・外国人材の受け入れ態勢の支援

## 3. 山村地域の活性化及び定住条件の整備

多様な就業機会の確保を通じた山村地域の活性化を図るため、基幹的産業である林業・木材産業の振興、木質バイオマス等の未利用資源を活用した産業の育成、特産物の開発等森林資源を活用した新たなビジネスの創出等に努める。

また、新規就業者等の山村地域への定着を図るため、市町村や移住コーディネーターとの連携を強化し、山村地域における定住条件の整備に努める。

## 4. 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進

地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が高まる中での森林の持つ公益的機能や持続可能な森林経営への期待、また、地球温暖化防止の新たな枠組みとして採択された「パリ協定」や温室効果ガスの排出量実質ゼロにする取組等、森林に対する国民の関心が高まりを見せている。

このような中で、県民が森林の整備や保全活動に直接参加できる取組を通じて、森林や林業の果たす多面的な役割への理解の向上に努める。

また、広報活動、学校教育等あらゆる機会を通じ、森林・林業や山村が県民生活の維持向上に果たしている役割及びこれらの役割を支えている林業労働の重要性について県民の関心及び理解を深める。

特に、山村地域は、森林等の豊富な自然、美しい景観、都市部にはない伝統・文化やコミュニティ機能等特有の魅力を有しており、新たな生活様式や価値観、ライフスタイルの多様化に応える観点からも、山村と都市との交流や山村への定住の促進に努める。

## 5. 林業研究グループや教育機関等による支援の促進

林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。

また、ICT・IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業等の高度な林業技術を有する大学をはじめ

とする教育機関等が事業主や林業従事者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する。

## **6. 建設業等異業種との連携促進**

林業事業体の事業主と建設業等の事業主が連携しながら、間伐や皆伐・再造林など森林整備を促進するための路網整備、建設工事における間伐材利用、地域材を活用した住宅づくり等用途開拓や需要拡大等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用の創出につながることから、地域の林業と建設業等異業種とが連携した取組に従事者の職業能力開発、安全と健康の確保等に配慮しつつ、積極的に推進する。

## **7. 地域の実態に応じた多様な担い手の確保**

近年、地域の担い手の一つとして注目される自伐型林業や特定地域づくり事業協同組合（※1）の枠組みを活用した取組、地域間の連携など、様々な形態で森林・林業への関わりが見られる。このような新たな担い手に対する林業労働安全指導や林業の技術支援を行い、地域の実態に応じた多様な担い手の確保、育成を促進する。

※1 特定地域づくり事業協同組合とは、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年12月4日公布、令和2年6月4日施行）」に基づき認定された協同組合。本県では3地域で認定（みなかみ町、上野村、中之条町）

## **8. 外国人材の受け入れ**

林業分野における外国人就労については、令和6年9月30日、入管法関係省令の改正により、林業分野が特定技能1号へ正式に位置付けられた。また、同日付の技能実習法施行規則の改正により、外国人技能実習制度において林業職種が移行対象職種に位置付けられた。今後、外国人技能実習制度に代わり育成就労制度が令和9年4月に施行される予定である。本県においても、外国人材の受け入れに向けた情報収集に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正な雇用契約や就業環境整備を行うよう、外国人就労者を受け入れる事業主に対し周知、指導を徹底する。